

テイクアウト・デリバリーサービス等参入応援補助金 (令和2年度 テイクアウト・デリバリーサービス参入支援事業) 募集要領

本事業は、敦賀商工会議所が敦賀市の委託を受け実施するものです。募集要領の内容をよくご確認の上、申請をお願いします。

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少等により、経営に大きく影響を受けることが予測される中小企業者が、新規にデリバリー等事業へ参入することに関し、必要な経費に対して支援を行い、事業者の事業継続を支援する。

2 補助対象者

敦賀市内において令和2年2月以前から事業を行っており、令和2年4月1日以降にデリバリー等事業(※1)に参入した中小企業者(※2)。

但し、みなし大企業(※3)及びフランチャイズ契約(※4)を締結して事業を行っているものを除く。

※1 デリバリー等事業

①デリバリー事業

事業者が調理した食品を消費者の自宅等に届ける事業

②テイクアウト事業

消費者が事業者の調理した食品を事業者の店舗で購入し自宅等に持ち帰る事業

③ケータリング事業

事業者の店舗以外の場所で調理した食品を提供する事業

※2 中小企業者：中小企業基本法第2条第1項に規定する者

※3 みなし大企業：以下のものをいう

- ・発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有する事業者
- ・発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有する事業者
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める事業者

※4 フランチャイズ契約：一定の地域内で商標等の営業の象徴となる標識を用いて事業を行う権利を付与する契約

3 応募要件（以下の①～③をすべて満たす必要があります。）

- ① 補助事業終了日までにデリバリー等事業を行う為に必要な食品営業許可を取得する見込みがあること。
- ② 市内において自ら使用する事業所等に当該設備を設置又は常駐すること。

4 支援内容

○事業概要

新規にデリバリー等事業へ参入する為に必要な設備投資等に対して支援を行う。

○補助内容

- ・補助率 2/3
- ・補助上限額 150万円

○補助対象経費

設備導入経費（宅配・ケータリング専用車両購入・改造費、機械装置、工具・器具備品、建物附属設備購入費、その他付帯する費用）、広告宣伝費（販売促進費）、謝金、旅費、その他事業実施に必要と認められる費用

但し、リース、レンタル等により設備等を導入する事業は対象外とする

5 補助対象経費に関する留意事項

補助対象となる経費は、次の①～③をすべて満たすものとなります。

- ① 使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
- ② 交付決定日以降に発生した経費（交付決定日以降に発注等を行った経費）、かつ補助事業終了日までに支払われた経費
- ③ 証拠資料によって金額が確認できる経費

(注) 下記に該当する経費は対象となりません

- ・交付決定前に発注、購入、契約等を実施したもの
- ・国、地方公共団体、独立行政法人等から補助を受けている事業経費
- ・金融機関などへの振込手数料
- ・消費税及び地方消費税等の租税公課
- ・汎用性があり、目的外での使用も可能となり得るもの（例：パソコン・プリンタ・文書作成ソフトウェア・タブレット端末・スマートフォン及びデジタル複合機など）の購入費
- ・旅費について、JR（電車）を利用する場合は、「グリーン車利用料」を除く。また、飛行機を利用する場合は、「ファーストクラス・ビジネスクラス利用料」を除く。
- ・上記の他、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

6 補助対象期間

交付決定日より最長で令和2年9月30日（水）迄

※但し、昨今の影響により、車両等の入荷が大幅に遅れる等、期間内に事業が終了できない場合は、事務局と調整の上、特例として令和2年12月31日（木）迄を補助対象期間とします。

7 事業の採択方法

- ・提出された申請書が要件を満たしているかについて、事務局で形式審査を行います。その後、審査会による書面審査を行い、採択案件を決定します。
- ・採択・不採択の結果は、各事業者へ書面でお知らせします。

8 事業の評価基準について

以下の項目を基準に審査会にて評価を行いますので、ご確認下さい。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により売上の減少が見込まれること。（加点審査）
- ② 市場性・優位性が見込まれること。

- ③ 実現可能性、実施体制が十分であること。
- ④ 成長性、持続性が見込まれること。
- ⑤ 地域への貢献が見込まれること。

9 募集スケジュール等

- 募集期間 令和2年4月22日（水）～令和2年5月15日（金）
- 審査会 令和2年5月中旬～下旬
- 交付決定 令和2年5月下旬

10 申請方法

- ・募集期間内に、交付申請書等必要書類を作成の上、敦賀商工会議所窓口まで持参して下さい。
- ・様式については、窓口・Eメール・ホームページ上で公表致します。
- ・一度提出された書類は、差替えや返却は原則致しません。

11 提出書類

- 事業計画書（様式第1号）※別紙1～4含む
- 購入設備の金額の根拠となるもの（見積書や金額が記載されたパンフレット等）
- 直近の貸借対照表及び損益計算書の写し【法人の場合】
- 直近の確定申告書（第一表、第二表、収支内訳書〔1・2面〕）
又は所得税青色申告決算書〔1～4面〕【個人の場合】
- その他、事務局が必要と判断した書類（開業届等の営業実態が確認できる書類）

12 実績報告書の提出

採択事業者は、補助事業終了後30日を経過する日、又は令和2年10月30日（金）の何れか早い日までに、実績報告書を提出する必要があります。

（特例として、12月31日（木）迄を補助対象期間とした事業者の方は、令和3年1月29日（金）迄に提出）

《お問い合わせ、申込先》

敦賀商工会議所 中小企業相談所

テイクアウト・デリバリーサービス等参入応援補助金事務局 迄

〒914-0063 敦賀市神楽町2丁目1-4

TEL：(0770)22-2611 FAX：(0770)24-1311

Eメール：tcci_soudan@tsuruga.or.jp